

第七号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の七に次の一項を加える。

- 2 法第三十七条の二第一項第四号の条例で定める寄附金は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、別に条例で定める控除対象特定非営利活動法人（法第三十七条の二第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。）に対する寄附金とする。

第二十条の十六第一項第三号を次のように改める。

三 特定非営利活動法人

第二十条の十六の四第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 利子等の支払又はその取扱いをする者の名称、所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）

第二十条の十六の四第二項中「前項の営業所等につき同項第一号及び第二号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

第二十条の十九の二第一項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号」に改める。

第二十条の二十四第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第二十条の二十九の二第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第二十条の三十第一項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第六項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地。次項において同じ。）」に改め、同条第七項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号」に改め、同条第八項第一号及び第九項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二十条の三十一第二項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の五条を加える。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入）

第六条の二 知事は、法第十五条第三項に規定する徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）又は同条第五項に規定する徴収の猶予期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長に係る金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、同項の規定により定めた分割納付の各納付期限若しくは各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくは各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

（徴収猶予の申請手続等）

第六条の三 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1 納税義務者又は特別徴収義務者の氏名又は名称、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は同条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

三 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額

四 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額

五 徴収の猶予を受けようとする期間

六 分割納付の方法により納付し、又は分割納入の方法により納入するかどうか（分割納付の方法により納付し、又は分割納入の方法により納入する場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。）

七 徴収の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

八 その他知事が必要と認める事項

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 徴収の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 徴収の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項

三 その他知事が必要と認める事項

4 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 その他知事が必要と認める書類

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額

二 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

三 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

四 第一項第一号及び第六号に掲げる事項

五 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

六 その他知事が必要と認める事項

6 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第二項第二号に掲げる書類

二 徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 その他知事が必要と認める書類

7 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号及び前項第三号に掲げる書類とする。

8 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第六条の四 第六条の二の規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の五第二項に規定する職権による換価の猶予(以下この章において「職権による換価の猶予」という。)又は職権による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第十五条の五の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 前条第二項第二号に掲げる書類

二 職権による換価の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 職権による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行

令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 法第十五条の五の二第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 前条第二項第二号に掲げる書類

二 職権による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 職権による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

五 その他知事が必要と認める書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第六条の五 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 第六条の二の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の六第三項に規定する申請による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）又は申請による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第六条の三第一項第一号に掲げる事項

二 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

三 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額

四 前号の金額のうち申請による換価の猶予を受けようとする金額

五 申請による換価の猶予を受けようとする期間

六 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額

七 申請による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）

その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

八 その他知事が必要と認める事項

４ 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第六条の三第二項第二号に掲げる書類

一 申請による換価の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

二 申請による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 その他知事が必要と認める書類

５ 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第六条の三第一項第一号に掲げる事項

一 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額

二 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

四 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

五 第三項第六号に掲げる事項

六 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

七 その他知事が必要と認める事項

６ 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第六条の三第二項第二号に掲げる書類

一 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

二 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 その他知事が必要と認める書類

7 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第六条の六 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第二十条の十四第一項の表の第一号イ中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第二十条の十六の四第一項第二号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）」を「法人番号」に改める。

第二十条の二十四第一項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」を「個人番号」に改める。

第三条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第一項及び第二項並びに第二十条の十八第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第五項から第七項までの規定 平成二十八年四月一日

二 第三条及び附則第八項の規定 平成二十九年四月一日

(個人番号又は法人番号に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の十六の四の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる届出について適用する。

3 新条例第二十条の十九の二第一項及び第二項並びに第二十条の三十一第二項の規定は、施行日以後に行われる申請について適用する。

4 新条例第二十条の二十四第一項、第二十条の二十九の二第一項並びに第二十条の三十第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定は、施行日以後に行われる申告について適用する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

5 第二条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「二十八年改正条例」という。）第六条の二、第六条の三及び第六条の六（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第十

五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年四月一日以後に申請される同条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

6 二十八年改正条例第六条の四及び第六条の六（新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年四月一日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

7 二十八年改正条例第六条の五及び第六条の六（新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年四月一日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（法人の事業税に関する経過措置）

8 第三条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十七第一項及び第二項並びに第二十条の十八第二項の規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加する等が必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。